

にいがた総おどり チーム補償制度

団体総合補償制度費用保険 (WIZ) 行事参加者補償制度費用保険特約
施設賠償責任保険



ケガだけでなく活動参加中に発症した
急性心臓疾患、急性脳疾患、脱水症、熱中症など特定疾病にも対応!!

にいがた総おどり チーム補償制度

- 従来の行事用の保険は、行事参加者^(※1)が「行事参加中^(※2)に転倒した際に腕を擦り剥いた」または、「準備中にアキレス腱を切ってしまった」等のいわゆるケガのみが補償の対象でしたが、チャブ保険の行事保険は従来のケガに加えて特定疾病^(※3)も補償の対象とする保険です。
- 行事主催者・参加者にとって「加入する意義のある」そして「安心できる」保険です。
- 大会参加中のみならず、年間を通して活動される練習中も包括して補償する内容になっております。
- チームとして活動中、第三者にケガをさせたり、他人の物を壊してしまった場合の賠償責任保険もセットしております。



ケガをして後遺障害が残った



炎天下の熱中症（日射病・熱射病など）



活動中急に心臓が苦しくなり入院

※1. 行事参加者とは、主催者が指定する者、および活動関係者（役員・ボランティア）をいいます。

※2. 行事参加中とは、本祭のみでなく、主催者の管理下における活動中をいい、自宅との往復途上も含まれます。

※3. 特定疾病とは、急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全等の急性心疾患／くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患／気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患／細菌性食中毒／日射病・熱射病等の熱中症／低体温症／脱水症をいいます。

団体総合補償制度費用保険 (行事参加者補償制度費用保険特約) / 施設賠償責任保険

補償内容	補償金額	保険金をお支払いする場合	
死亡補償保険金 災害死亡補償 (傷害) 災害死亡補償 (特定疾病)	1,000万円 500万円	補償適用の原因が生じた直接の結果として、その補償適用の原因が生じた日から、その日を含めて180日以内に被補償者が死亡した場合。	
後遺障害補償保険金 後遺障害補償 (傷害) 後遺障害補償 (特定疾病)	程度に応じて 40～1,000万円 程度に応じて 20～500万円	補償適用の原因が生じた直接の結果として、その補償適用の原因が生じた日から、その日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合。支払割合 (最高100%) は、後遺障害の程度に応じて決定します。	
療養補償保険金 入院 (日額) (傷害・特定疾病)	5,000円	補償適用の原因の治療を直接の目的として入院した場合。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の入院日数が対象となります。	
	手術保険金 (傷害・特定疾病)	手術の種類により入院日額の 10倍・20倍・40倍	療養補償保険金 (入院日額) が支払われる場合で、補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内に、補償適用の原因の治療のために所定の手術を受けた場合。療養補償保険金 (入院日額) に手術の種類に応じて定めた倍率 (10倍、20倍、40倍) を乗じた額とします。1事故1回の手術に限る。
	通院 (日額) (傷害・特定疾病)	3,000円	補償適用の原因の治療を直接の目的として通院した場合。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の通院日数に対して、90日を限度とします。
施設賠償責任保険	対人・対物 (1名・1事故) 限度額 (自己負担額なし)	1,000万円	チーム活動中に生じた事故により、他人の身体の障害や財物の損壊を発生させ法律上の損害賠償責任を負った場合。
年間保険料 (1名あたり)	年間活動時間 72時間、活動日数 36日の場合 団体総合補償制度費用保険と施設賠償責任保険の合計	1,500円	(注) 本プラン (団体総合補償制度費用保険・施設賠償責任保険) の最低保険料は32,000円です。1日あたりの平均補償者数は20名以上が必要です。

対象となる損害

■ 団体総合補償制度費用保険

行事参加中に偶然発生した被補償者^(注1)の傷害または特定疾病^(注2)「補償適用の原因^(注3)」(注3) といえます。) に対して、被保険者が「補償規程^(注4)」に基づき、費用を負担したことにより被る損害に対して、上記の保険金を被保険者にお支払いします。

■ 施設賠償責任保険

- 損害賠償金・緊急費用
- 争訟費用・求償権保全行使費用

【用語の説明】

(注1) 被補償者：被保険者である行事主催者が主催する行事[※]の参加者で参加者名簿に記載された者 ※あらかじめ約定した行事をいいます。

(注2) 特定疾病：次の疾病をいいます。

急性虚血性心疾患 (いわゆる心筋梗塞)、急性心不全等の急性心疾患/くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患/気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患/細菌性食中毒/日射病・熱射病等の熱中症/低体温症/脱水症

(注3) 補償適用の原因：被補償者が被った次の傷害または特定疾病

① 「被保険者」である行事主催者が主催する行事参加中の傷害または特定疾病

② 上記①の行事参加のための往復途上 (往復に要する通常の経路) の傷害または特定疾病 (但し、行事参加を目的として住居を出発する前に、参加者名簿で事前に参加が確定している方に限ります。)

(注4) 補償規程：「被保険者」である行事主催者が「被補償者」である行事参加者に対する補償を定めた規程・規約・協定等で明文化されたもの

保険金をお支払いできない主な場合

■ 団体総合補償制度費用保険

故意・重過失/被補償者の自殺・闘争行為・犯罪行為/被補償者の麻薬・あへん・大麻・覚せい剤・シンナー等の使用/被補償者の無資格運転・酒酔い運転/戦争・暴動/行事開催日の直前12か月以内に医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と医学的に因果関係のある急性心疾患・急性脳疾患・急性呼吸器疾患 (継続契約の場合で、継続して2年以上被補償者である者を除く。)/該当する補償規程がない場合/該当する補償規程を当会社が了知していない場合 など

■ 施設賠償責任保険

- 契約者又は被保険者の故意による賠償責任・戦争、変乱、騒じょう等による賠償責任、地震・噴火・津波の天災に起因する賠償責任
- 被保険者が所有・使用、又は管理する財物の損害、航空機・昇降機・自動車又は施設外における船・車両もしくは動物の所有、使用又は管理に起因する賠償責任 など

事故が起こった場合

事故が発生したときは、ただちに取扱代理店または弊社営業店までご連絡ください。

※事故発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

取扱代理店

保険システム株式会社
 〒950-0088 新潟市中央区万代 4-4-27
 NBF 新潟テレコムビル 10 階
 TEL 025-243-7374 FAX 0120-75-4351 (フリーダイヤル)

ご注意

- ご契約に際しては、「補償規程」の写しをご提出願います。
- 保険期間終了後遅滞なく、保険期間中の行事開催日、開催時間数、参加者数等をご通知いただき、確定精算を行います。保険料確定精算特約を付帯した場合は、確定精算は不要となります。
- 被保険者は参加者名簿の備付けが必要となります。参加者名簿にお名前の記載がない方に係る損害は、保険金支払いの対象とはなりませんので、ご注意ください。
- ご契約に次のようなことが生じた場合には、ただちに取扱代理店または弊社営業店にご通知ください。
 - ① 住所を変更された場合
 - ② 補償規程の記載事項に変更が生じた場合
 - ③ 被補償者を保険の対象とする他の保険契約を締結する場合、またはこれらの保険契約があることを知った場合

重要事項等説明 [保険会社破綻時の取扱いについて]

■ 団体総合補償制度費用保険

保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合には、保険金や解約返れい金の支払金額が削減されることがあります。引受保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」があります。

■ 施設賠償責任保険

保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合には、保険金や解約返れい金の支払金額が削減されることがあります。引受保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」があります。賠償責任保険のご契約については、同機構によって、事故に関する保険金や解約返れい金が、下記の割合によって補償されます。

ご契約の種類	保険金支払い	解約返れい金
賠償責任保険※	● 破綻後 3ヶ月間、保険金を全額支払 (補償割合 100%) ● 3ヶ月経過後は、補償割合 80%	補償割合 80%

※ご契約者が、個人・小規模法人・マンション管理組合である場合に補償の対象となります。

本制度の具体的な内容については弊社ホームページ (www.chubb.com/jp) をご覧いただくか、弊社営業店までお問い合わせください。

- このパンフレットは「団体総合補償制度費用保険 (行事参加者補償制度費用保険特約)」施設賠償責任保険」の概要を説明したものです。この保険の詳細につきましては、弊社代理店または弊社にお問い合わせください。
- 「WIZ (ウィズ)」は団体総合補償制度費用保険のペットネームです。
- 保険契約のお申込み時は、保険契約申込書の記載内容に誤りがないかご確認ください。
- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店とご契約いただいで有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。
- 保険料お支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することと致しておりますので、お確かめください。なお、ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合には、弊社にご照会ください。

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社 新潟営業所
 〒950-0911 新潟県新潟市笹口 1-26-9
 大和地所新潟笹口ビル
 TEL 025-245-7291 (代)
 www.chubb.com/jp